

れる。

- 加害を疑われる人物が、性的虐待を否認している場合には、子どもが受けた被害についてどのような認識を持っているかを確認のうえ、刑事告発を検討する。
- 加害者自身が治療プログラムの受講を希望する場合があるが、現状当所では加害者のケアをできる態勢はない。児童相談所としてどの程度態勢を整える必要があるのか。

問 28. 冊子(保護者・非加害保護者向け冊子)の活用について (23 件の回答)

【活用の現状と課題】

- 一時保護した子どもに対しては、担当者によって冊子を使ったり冊子の内容を口頭で伝える形をとった。現場としては冊子があること自体を認識していない職員もいる。「性的虐待のケースがきたら、このキットを見よう！」のように、所内のどこか決まったところにまとめておいておくといいかもしれない。
- 活用できれば有用だと思われるが、各担当者が内容を十分に理解し、積極的に活用できるレベルに達していない。
- 全体的によくまとまっており、職員の研修にも利用している。
- 支援する際の大きな手助けになると考える。活用したい。
- 視覚に残るためわかりやすい。今後も活用していきたい。
- 直接冊子を見せながら非加害親に説明したが、口頭のみ説明に比べて理解が良かったように思う。
- 今回は使用していない。
- 活用できていない。
- 非加害保護者に対する冊子については、見えそうな母親がいなかった。
- 性的虐待対応の全体的な流れを理解し、それぞれの役割を担った職員が共通認識を持って支援にあたるために冊子案を活用している。
- 活用したいと思うが、表現が難しい、被害の程度が深刻な場合を想定しており内容がそぐわない等の理由で、あまり活用できていないのが現状。
- 活用している場合もあるが、ケースワークの流れを把握できておらずに、渡すタイミングの目安をつかみにくく、活用できない場合もあった。
- 対応で困ったときに、ガイドラインの冊子が大変参考になりましたので、今後も活用していきたいと思えます。
- 冊子はわかりやすい言葉で書かれているので、多くの言葉を労するよりも渡すことでさらに子どもへの対応の意味を理解してもらおう助けになっています。

【冊子の内容・工夫と加工について】

- 冊子の内容が細かすぎるためにかなり読み込まないと理解できない。要点をまとめた簡易版があると、おおまかな内容を理解できる。おおまかな内容を理解したうえで、必要な細部を理解するシステムになるとわかりやすい。
- 保護者によっては、内容を読み取る能力がない方もいるため、伝える時の工夫は必要である。
- ワード版でもらっているので、ケースに応じた若干の修正をしたならば、それを、研究班に報告をする、その報告書式等があると、効率的か？
- 「あなたへのメッセージ」と「親だからできること」の使い方の違いがわかりづらいです。題名を変えたいのかなとも思います。(前者の)サブタイトル「子どもを守り生きていこうと決意しようとしているあなたに」とか、(後者の)サブタイトル「～不安や疑問をとりのぞくために～」とか。
- ある程度のレベルの保護者でないと渡しても理解してもらえないかもしれません。
- 冊子案 「保護者の方へ(一時保護直後)」を参考に、1ペーパーにした文章を作成して、保護者(加害を疑われる人物と非加害保護者)に渡している。
- 子どもや保護者の状況に応じて、適宜加筆・修正して活用することが有用と思われる。
- 冊子については、非加害保護者にもっと伝わりやすくなるような工夫を考えたい。
- 冊子で、視覚にうったえ、分かりやすく説明することは重要と思われる。

問 29. 一時保護所の対応体制について (37 件の回答)

【現状における工夫】

- 保護所においては、本人から突っ込んだ聞き取りをしないことで所内申し合わせをしている。
- 入所時のインテークについて必ず女子職員が対応するようにしている。そのほかの場面でも男子職員と被虐待女子児童が一对一にならないよう配慮している。
- 当県では、中央児童相談所ともう1か所の児童相談所に一時保護所が併設されており、一時保護が必要な場合は中央児童相談所の一時保護所を利用している。そのため、移動に時間を有するが、連携を取りながらチームで対応している。
- 一時保護後、被害確認面接までは個室対応。面接後は状態によって他児と合流する。

- 保護直後や、確認面接後は、特に夜間時の対応に配慮している。
- インテーク時に安心安全に生活できる場であることを伝えると同時に集団内での人との距離の取り方（近づきすぎず、腕一本分の距離をあける。仲良くなりすぎないなど）を入所当初に説明し意識させることで他児から侵襲的な関わりを防ぐ工夫をしていますが入所期間が長くなると持続するのが難しいです。

【課題点】

- 被虐待女子児童にあっても男子学生嘱託員に近寄っていくケースが見受けられる。このことについての対応方法について、許容範囲等を定め、男子学生嘱託員に指示していく必要があるかもしれない。
- 低年齢（５歳程度）の被虐待女子児童のなかにも、無意識に、不自然に年長男児の膝上等に乗る等の行動をとる児童がいる。そのような場面を目にしたとき、距離を置くようにとの指導をしている。
- 保護所の満床状態や他の保護児との兼ね合いなどがあり、現場では保護自体に困ることがある。ただ、面接や意志の受診、子どもが出してくる症状など様々なことを考えると当児相で保護したいという気持ちが強い。保護所職員全員が性的虐待の子どもの特徴や関わり方のスキルをもっているわけではないため、特定の職員のみが関わっているのが現状である。スキルアップの方法を確立するのが課題と考えている。
- また、性的虐待の子どもの限ったことではないが、一人用居室がないと厳しい。一人用居室の設置を望む。当児相の場合、建物の構造上複数の性的虐待の子どもの保護が難しいことや、被害児が安心できる生活環境の整備が難しい。
- 子どもの年齢や状況に応じて、個室対応が望ましい場合もあるが、保護者の状況によっては、必ずしも個室対応できない場合もあり、現状の児相での一時保護の限界を感じることもある。
- 調査保護が実現したとして、納得していない子どもにどう対応をしていくのか「あなた（子ども）の身におきた状況に納得していないよね」を共有できる雰囲気醸成
- 通常の保護でさえ、児童福祉司や児童心理司に対して支援の依頼が多く、難しいとされるケースを保護所単独でケアできる人的・物理的環境が必要である。
- 保護所は集団生活であるため、丁寧に個別に対応することが難しい。
- 保護所職員数が多いところでは、職員間の意思統一も難しい（性虐に限ったことではない）。
- 一時保護中に、怒り、焦燥感が強まり、暴言暴力が著しくなり、対応が困難となるケースがあります。守るために保護するのに、守りきれないというジレンマがあります。
- 性加害児童の保護が増えており、個室対応や職員の見守りの強化（特に夜間）、性化行動時の対応等、今までの体制以上のものが求められてくると思う。
- 保護所にはいろいろなケースの児童が生活する。その中で、1つの事案の性被害者と性加害者は別々の場所で保護するが、他の案件の性被害者と性加害者が一緒になってしまうこともあり保護所内での児童の居場所確保が困難なときもある。保護人数が多いと個々のサインを見逃す場合が多い。
- 当所の一時保護所には個室がないため、性的虐待など重篤ケースの保護は困難な場合がある。
- 個別対応ができるような対応体制が、物理的にも人的にも必要。
- 一時保護所が遠隔地にあるため、一時保護後の被害確認面接や支援等が十分にできない。
- 常時一時保護所は満員であり、性的被害児童が同時期に一時保護されるなど、児童の性化行動が起こった場合に対応が難しくなることが予測されるような、入所児童の状況である。さらに対応する職員の配置は、従来通りであり体制に不安がある。
- 県内には一時保護所が1箇所しか存在しないことから、性被害・性虐待を受けた児童が様々な主訴の児童が混在する中で生活の強いられるのは、物理的に不可避なこととなっている。
- 性的被害児童を保護しにくくなる等、一時保護所の体制も限界に近い状態であり、一時保護所の増設が望まれる。
- 一時保護所に勤務する非常勤職員の話の聞きすぎ、巻き込まれ、心理的負担への配慮のためにも、性的虐待については事情を把握している職員が子どもの話を聞くという対応体制を整える必要があると思われる。
- 当県の一時保護所は、混合処遇であり、性加害を行った子どもと性被害を受けた子どもが同時に保護されることもある。まずは、その処遇状況の改善が必要である。
- 被害確認面接の前後は、子どもが不安定になることも予想されるため、一時保護所での支援体制（一時保護所職員の勤務はローテーション勤務のため、子どもが不安定になった場合、複数の特定職員が対応できる体制等）の整備が必要である。
- 本来は種別、ケース内容によって細かい個々の対応をとるべきと思うが、現状は難しい。
- 一時保護所での生活における環境的な配慮（被害児のみ別室にする、日中でも訴えがあれば居室での休憩を認める、等）が必要と思われるが、どの程度行えば良いかをどう判断すれば良いか、判断に迷う。
- 一時保護所には、具体的な対応の方法だけではなく、そのように対応する理由も合わせて伝え、保護所の職員全体に周知することが必要。
- 一時保護所での生活では、被害児は普段の生活から切り離され、不便や不自由と感じる生活から帰宅を強く希望することが多く、それがかなえられないと職員と敵対的になったり、行動化したりするということがあります。その対応について職員が苦慮する事が多く、一時保護時の大きな課題だと思いますので、そ

の帰宅希望やそれにまつわる行動化等の問題についての対応方法について具体的に知りたいと思います。

【ガイドラインに関して】

- 保護者の突然の来所などに対応するリスク管理体制や子どもの性化行動への支援などは不十分である。保護後の注意事項などのまとめがあれば、参考としたい。
- 一時保護入所面接の際の配慮のポイントが具体的に示されていれば参考になる。
- ガイドラインでは、初期の受け入れ体制にふれておくのがせいぜいではないか。入所後の対応は25（子どもへの臨床的援助）と重なると思います。
- 初期対応・通告の部分については周知徹底はかることが重要だと思われる。
- 一時保護所において性的なニュアンスのある子どもの言動を、職員が否定、矮小化、避けること等のないように、ポイントを明記した一時保護所用の対応ガイドラインを県として作成する必要があると感じる。
- 性的虐待を受けた子どもの受け入れについてガイドラインがあると心強いです。

問 30. 児童福祉施設の対応体制について (27 件の回答)

【現在の状況と取り組んでいる課題】

- 施設職員の中には性的虐待の子どもの特徴など知らない職員も多い。子どもの出す症状が問題行動で括られがちで、なかなか症状の背景に目を向けるということが少ない。
- 交替制勤務のため、子どもの主担当職員とそれ以外の職員での温度差も大きいように感じる。施設職員向けの研修を行い、特徴、具体的な対応の仕方、陥りやすい点などを理解してもらえるようにする必要がある。
- 児相職員と施設職員が適宜顔を合わせてコミュニケーションを図ることで改善されるところも多いと思うが、互いに多忙中ではなかなか難しいのが現状である。
- 被害児として受けとめてもらうことはできているが、二次的な性的逸脱行動を起こしたりすると、問題児扱いされることもある。性被害を受けた子どもが受けた影響や、将来起こりうる行動化等の理解をさらに深めるとともに、予防的な関わりを、児相とともに取り組んでいける体制づくりも必要と感じている。
- 基本的に受け入れ可能な数が当自治体においては不足しており選べない現状がある。また、子どものダメージを最小限にとどめたい思いはあるものの、施設内での性被害加害の問題も発生しており、対応について追いついていない現状や施設・子どもに向けた具体的な支援スキルも不十分な悪循環の状況は事実として存在すると思われる。科研4班の効果的な対応策に期待したい。
- 児童や医療機関との綿密な連携が必要だが、時間的距離的制約がある。
- 施設内での性化行動やその他の対応をしていくためには、施設内の人員確保や充実が必要。また、入所をした後にもケースに応じたフォローを児相がしていくことが多い。
- 施設が遠隔地にあるため、施設入所後の被害確認面接や支援等が十分にできない。
- 施設内での児童間性暴力が増加している。性的被害事実を確認後の被害児童・加害児童の処遇について苦慮している。
- 施設内における性的被害及び加害行為が発覚した場合の処遇は困難を極めており、再発防止の為のノウハウも構築できていない。
- 児童相談所の通所指導等を行い、児童相談所も子どもの状態や経過を把握し、施設職員と共に一貫した支援ができるように努めている。特に、施設の生活での性化行動の兆候については注意してもらえるよう配慮をお願いしている。
- 児童福祉施設には、入所時点で性化行動等の説明を充分に行っている。そのため、児童福祉施設では、子どもを理解して対応してくれている。
- 児童福祉施設には、子どもの行動観察をしてもらいながら、しっかりと連携している。
- 「性的虐待」のケースとして、入所が困難になる事は今のところ無い。しかし、入所後に対人関係での「二次的障害」により施設不適應をおこし、対応困難に至ることがあり、一時保護となるケースがあった。
- 子どもから告白があってもそれ以上聞き出さず、児相での聴き取りに委ねるといった対応について、施設職員から理解を得ることが難しい。施設職員とも研修内容を共有していけるとよりスムーズになると思った。
- 児童福祉施設入所後も精神科的な問題や行動上の問題を起こし不適應になってしまうので、施設での対応が大変です。
- 中卒児だとなかなか受け入れてくれる施設を探すのが非常に困難で、対応に苦慮することが多いです。

【今後の対応課題】

- 施設職員にもガイドラインを周知して、これまでの経過や関わりポイントを理解してもらうことは有効である。
- 施設内で性暴力事件にも応用できるため、今後対応を協議していきたい。
- フラッシュバック、解離等症状が出た場合の対応の周知が必要と思われる。
- 個別対応ができるような対応体制が、物理的にも人的にも必要。

- 今後、国や都道府県で検討すべき事項と考える。
- 被虐待児への個々の対応についてのスキル、意識を高める必要がある。
- 子どもが「施設職員」を選んで話したところを、それ以上聞かずに別の人間が来るというやり方は、目的は理解していても、違和感が残る。

【ガイドラインについて】

- 25（子どもへの臨床的援助）に含まれる内容だと思います。再演をどう扱うか、困った時にどこに何を聞けば良いのかということが盛り込まれれば良いのでは。
- 次の課題になるのかも知れないが、施設内虐待の性的虐待ガイドラインは必要になると思われる（特に、お医者さんごっこや家族ごっこ、「ふざけていただけ」と言われる段階で支援・介入について）。
- 施設でのケアガイドラインが出されるのは対応についてのマニュアルとなり、期待が持たれます。ただ、子どもの対応について、精神的あるいは行動化の問題など集団を巻き込んだことも多くみられ、施設のみでは持ちきれず、児童相談所との連携が必要となる場合が多いです。

問31. 所内体制、職員の配置・チーム対応について（27件の回答）

【各所の現状】

- 小さな児童相談所や虐待対応ケースが多くある場合、被害確認面接を含めたスタッフのやりくりが困難な場合がある。
- ガイドラインの内容理解が所内でばらつきがあることがある。
- チーム対応は常に心がけているが、所内全体の人数が少ないこともあり、チーム形成が困難な状況が多々ある。
- チーム対応については、一人一人の専門性の質が高いことが前提であり、現状では、ほとんどが（単なる）複数対応というレベル。
- 初期面接調査を行うにしろ、被害確認面接を行うにしろ、マネジメントが重要であるが、研修を受けた職員や気づいた職員が担うような状況である。まわりの職員もわかる人がやれば良い、やっているのだからというような雰囲気になり、意見を言いづらい感じもしてくる。
- 初期被害調査面接と被害確認面接の実施者を分けることは現体制では非常に困難。特にその後のケアに関わらない職員を確保するのは無理だと思われる。全県的に横断的なチームを組むことも考えられるが、日々虐待対応に追われている現状では現実的ではない。
- 職員数が少なく、被害確認面接におけるバックスタッフの配置等が十分にできない。
- 当センターでは虐待対応と地域担当の児童福祉司がおり、所内で統一した対応をすることに課題がある。また、被害確認面接の出来る職員が少数なうえに、被害確認面接を通常業務と平行で行う体制であり、今後検討の必要がある。
- 通常1つのケースについて地域担当の児童福祉司及び虐待対応職員の2名で対応しているが、保護者との面接日を調整するにあたり、事前に職員双方の予定を調整する必要があるなど、常時迅速な対応ができる体制づくりが今後の課題である。
- 通告時の緊急受理会議で、対応チームを編成、決定をしている。今後は、その時にある程度のタイムスケジュール（一時保護までと保護期間の対応）を検討するようにしたい。
- 初動時に、短時間で迅速に動く必要がある場合、行動予定を作成している。ガイドラインにあるような体制を、フォーマット化できることが望ましいと思う。
- 関わる人が決まっており、関わっていない人にとってはどのように対応するかが具体的にわからないところがある。
- 日程調整や部屋のセッティング等、研修を受けた一部の職員に委ねられている所がある。所内で初期対応や被害確認の考え方を普及させていくことが今後の課題。
- 研修を受けた一部の職員に対応が偏ることや、どの職員もまだ実践経験が少なくスムーズな対応が難しいという問題点がある。
- 所内でN I C H Dのトレーニングを受けた職員はCW3名CP3名であるが、CWは初期対応でケースにかかわることが多く被害確認面接を担当できないケースが多くなる。CPの中で被害確認と判定を分担する方がスムーズかもしれない。
- それぞれの役割に応じたチームでの対応は有効だと思いますが、短期間での限られた時間での対応を要求されるため人員配置がうまくまわらず人員不足を感じます。
- 児童福祉司、児童心理司とも人員不足の状況であり、チーム対応についても困難な場合もあり、それぞれ担う役割は大きいと思われる。

【今後の課題、工夫すべき課題】

- ノウハウの継承、一部職員への負担過多の軽減、即日対応といったことを考えると初期対応の専属チーム

を作った方がいい。また、所内の考え（特に統括するレベルにある職員）が性的虐待のケースに関しては原則保護として調査、というように固まっていると現場はやりやすい。

- 先の見通しを持って対応をリードできるリーダーが必ずしもいない中では、チーム対応できる体制づくりは不可欠と思われる。
- 子どものダメージを最小限にとどめる、回復の可能性の追求、関係者の悪化防止と修復の必要性は認めるが、まずは、『子どもの安全』を地域の中でどう確認し維持できるのかできないのか、これがなされない中で、前記を追求しようとしても困難と思います。何があれ、『子どもの安全』を共有し変化があれば、すぐに知れるしくみづくり等、これを当事者を入れる中でどう構築していくか、機関と当事者の関係性の維持、機関間のコラボレーション、それを包括的なシステムとして共有することの必要性を理解しあうこと、その共有に貢献するノウハウがガイドラインに盛り込まれることが何より大切と思われる。
- 所内の努力だけではなく、人事を所管する部署にも理解が必要。職員配置も同様。
- 現状の職員数・体制では難しい面が多く、体制を整えていく必要を感じる。
- ガイドラインに被害確認面接を入れるのであれば、まずは所内の啓蒙・広報が必要である。
- 受理会議時及び初期被害確認調査、面接後に所内体制、対応チームを検討すること、また、各チームの支援状況を整理し、今後の支援を検討していくことが必要である。
- 1つの児相が、単独で行なっていくことは、困難である。
- 転勤がある職場で今後被害確認面接のトレーニングをどのように行うのか、被害確認面接ができる職員をどう確保していくのが課題です。

【ガイドラインについて】

- ガイドラインの対応フロー概要図に対応して、必要な職員の配置や体制のモデルをご教示いただきたい。

問 32. 関係機関との連携状況について (26 件の回答)

【司法との連携】

- 被害確認面接を司法へつなぐためと理解している児童福祉司がおり、この点は重要な理由のひとつであると思われるので、ガイドラインに警察・検察とどのように連携を図るかを詳述してもらえると良い。
- 警察・司法との連携により、1回でも子どもに聞く回数を減らすことに向けて、できるところから始める。
- 警察との連携がむずかしい場合がある。

【通告を含む機関連携の現状と課題】

- 教育、福祉、警察、市町村との連携が図れているとは言い難い。性的虐待は目に見えにくいので本当に大変と実感している。だからこそ、専門機関＝児相の判断が必要であるとのルールが学校に周知徹底される必要がある。現場としては、通告を嫌がる傾向が強い学校も散見される。
- 基本的なことだが、まずは通告につなげること、その際「誰が」「何を」までは聞くものの、それ以降のことは児相で誘導教唆せずに聞いていくことのコンセンサス、それから、機関としてできることの現状と限界について互いに理解することも必要である。
- 連携は、各機関のそれぞれの役割が明確になっていて初めてできること。現状では責任のなすり付けあいになることが多い。
- 他の虐待もそうであるが、性虐待は特にデリケートな問題なので、加害者からの攻撃を恐れるあまり、積極的に連携を図ることが難しいことがある。
- 市町村、学校の知識不足は緊急課題です。事例が上がった時は一刻を争っているのに、ケースがあがるたびに同じ説明が必要なので、その項目を整理しておく必要があると思っている。
- 特に学校からよくある質問や対応についてのQ&A式のものがあるとよい。ガイドラインはその参考となる。通告者が陥りそうな感情や親との関係等も含めたい。
- 第一発見者となりやすい学校等に対してパンフレット作成や対応マニュアルを作るなど、啓蒙活動も含めて必要。
- 市（町）の職員の専門性を高めて初期被害調査面接をやってもらうことは将来的には有効ではないかと思われる。
- 児童から告白を受けた学校の先生がその後児童から必要以上の話を聴いたり保護者と話をしてしまったりする例がある。
- 地域（保健センターや地域支援センター等）や学校は、少しでも性的虐待を疑うケースがあった場合、またそのようなケースはネグレクトなど他に心配な点あることが多いことから、一時保護を強く求める傾向があるように思われる。だが、その時点で児童相談所としては調査保護の判断に至るまでの情報が整っていない場合は、「19. 通告5分類と関係機関からの通告について」でも述べたが、性的虐待を疑わせるような情報を整理し、関係機関の意向を調整した上で、一時保護の判断を行っている。
- 子どもが所属している機関とは、スムーズに連携できている。
- 性的虐待の場合は、他の虐待に比べ、通告受理後、即時に関係機関とネットワーク会議を持つことができ

ている。

- 性的虐待については、関係機関からの通告が多い。そのため、現在は関係機関に対して今後の支援方針について説明し、協力・連携を依頼している（例：職権による一時保護への理解、モニターの依頼等）
- 施設との役割分担の難しさを感じた。
- 性的虐待だと、学校などに情報収集をする際にも、どこまで虐待事実を伝えるかが難しい。結果、児童相談所が単独で対応する機会が増えていると思う。
- 特に性被害が発見しやすい学校の理解がまだほとんどできていないので、まずそこからガイドラインに書かれていることについて理解してもらい、共通認識をもっていくかが課題です。
- 性虐の通告が家庭児童相談室に入った場合、すぐに子相に連絡が来てすべての対応を子相に一任される場合が多い。事前調査等対応できる簡易なマニュアルが必要かと思います。

【児相自身の課題】

- 真に有効な連携をとるためには、児相職員が、児相としてできることと限界を熟知し、相手が納得できるよう説明することが求められていると思われるが、必ずしも十分な説明が、互いにできているとは言えないのが現状と思われる。
- 性的虐待相談の対応について関係機関の理解、協力を得ることが重要。
- 保護者への一時保護の告知の際、保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合には、事前に警察に連絡を入れ、連携をとりながら対応をしている。
- 関係機関には保護以前に「今後どのような手順となるのか」を、説明している。また、途中経過についても、できるだけタイムリーに情報提供をしている。
- 児相の機能、児相が何をやっているのかをきちんと知ってもらう必要がある。
- 被害確認面接の技法を使えば今まで明らかになっていないものまでわかると認識されているところがあり、児相への多大な期待を感じた。

問 33. 職員のトレーニング・研修体制について（25 件の回答）

【研修対象者、研修体制】

- 被害確認面接を中心とした性虐待児童への対応は、心理司だけの業務だと思っている職員が多い。福祉司や一時保護所職員を含めた、児童相談所全体で取り組むことを、もっと明らかにすべきと思われる。
- 当県では、数年前に比し、数多くの研修が組まれるようになったが、それすら出席することが保証されておらず、緊急対応等で出席することができないことが多い。研修出席を保証する体制が必要である。
- 継続的なトレーニング体制が必要。
- 必要性を強調したいです。
- 継続的なトレーニング、研修が必要であると思う。
- センターでは虐待対応課・地域担当の児童福祉司、心理職等が今回の研修に参加したが、参加者数はセンターの職員数から比べるとやや少ないように思う。またトレーニングについても、参加できる人数や費用面などに課題がある。
- 本来センター全職員がトレーニングすべきものであるが予算との兼ね合いから数名しかトレーニングできないことは今後の課題である。
- 職員全員が一連の流れを把握するために、年度当初に研修を行うなどの体制が必要である。
- 被害確認面接担当者が定期的なスーパーバイズを受けられるような体制づくりが必要と思われる。
- 被害確認面接は、これまでの面接とは手法が異なるため、継続した研修の必要性を感じる。また、これまで受けていたフォローアップ研修は、今後、県独自の研修として受けることができる体制の整備が必要である。
- 所内、地域、全国レベルの研修等で、各々の意見を出す場、聴く場をたくさん確保するべきである。
- 被害確認面接の研修に出た職員のみが理解しており、他の職員に周知したり、それを伝えて行ったりすることが難しく、一部の職員に負担がかかる。
- 研修の機会が増えたことは良かったが、あまり実践の機会が無いため学んだことが身につかず、いざ対応の必要性が出た時には資料をめくりながらやっている。同じ研修内容であっても、何度も繰り返して学ぶことが必要だと思う。
- 来年度以降も、被害確認面接の研修を開催していただきたい
- 年 1 回程度のフォローの研修があるといい。上記にも記載しましたが、転勤がある職場で今後被害確認面接のトレーニングをどのように行うのか、被害確認面接ができる職員をどう確保していくのが課題です。

【研修内容、課題】

- 性的虐待に特化したトレーニングや研修を受けた方がいいのは確かである。まずは初期対応が重要と考えるため、通告後～保護に至るまでの初期対応に関する知識や具体的な対応方法を広く伝授する機会をつくること、そうした研修には参加を必須とすることが必要と思われる。

- 初期調査面接や被害確認面接については、他の虐待対応と異なり数も少ない中で、一定の技術レベルを保つためには、継続的な研修は不可欠と思われる。
- ①-1 被害確認面接技法の習得と維持に関わる研修と①-2 初期被害調査面接技法の習得と維持に関わる研修について、②初期被害調査面接と被害確認面接を実施していく体制（所内コーディネート術）構築や子ども・非加害親・加害親等への対応に向けた体制づくりの研修、これら3つは別となるように思われる。
- すべての職員がN I C H D一連の方法を理解・習得する必要はないと思うが、日々の業務で子どもから話を聞くポイント（特に、子どもの自由な発言を聞いていくという姿勢）は、あらゆる相談業務に有益であり、職員全体のスキルアップにつながると思われる。
- 被害確認面接については、実際の事例を通じた研修が必要である。
- こどもや非加害親が「告発」をする場合に限った、警察との連携の事例が1事例となっている。加害親への対応が困難となるケースと予測される場合、早期に弁護士を含めた協議をする必要があると考える。
- 被害確認面接の研修に参加していない職員が、被害確認面接を行うためには、仮に伝達研修を実施するとしても、その研修を実施する側も受けた側も自信が今一つ持てないのではないか。そのようなことを踏まえ、被害確認面接を行う面接者についての一定の目安（研修を受ける、最低限抑えておくべき知識を厳選する、ロールプレイを数回行う等）が必要に思える。
- 被害確認面接については随時研修を受け被害確認面接ができるスタッフを増やしていくことが必要と思います。また、継続的なフォローアップ体制が必要だと思います。
- トレーニングや研究は不足しており、また、業務上、定期的な受講も困難な状況にある。

問 34. その他、気づいたことなど（13件の回答）

【ガイドラインのあり方、業務の位置づけ】

- 性的虐待特有の難しさからガイドラインの必要性は高い。児相職員、学校などの関係機関の理解を進めるためにも、ガイドラインとの中身をどのように周知していくかが課題と考える。教育サイドの理解を深めるためには、性的虐待に特化した内容での文科省との連携も欠かせないのではないと思う。
- ガイドラインのレイアウト（見出し等のフォントを大きくする等の基本的な部分、PDFでも同時に配信してもらい、色分けする）等への工夫をお願いしたい。
- ガイドラインがあることによって、職員全体の意識付けのきっかけにはなったと思うが、依然乏しく、実践についてはまだまだこれからである。
- 児相業務全体の中に、どう位置づけるのか、ということについては、各所属機関に任せられていると感じる。
- 日本子ども家庭総合研究所から、被害確認面接のトレーニングを重点的に行ってもらった。性暴力被害事例や性的虐待事例に対する基本的な対応の仕方や注意点等も、文書は詳しく説明されている。しかし研修は、内容のボリュームに比べると説明が簡易で理解に時間がかかったり、ガイドラインに載っていないようなケースの場合にどのように考えるかなど、ガイドラインの本質的な理解にむけてのより深い研修が必要であると考える。
- 性的虐待は、隠蔽される性質を有していることから、子どもからの告白で周囲の大人は（結果として）突然直面化することになるため、ケースが起こってから性的虐待について学ぶのでは間に合わないし、今のところケース数も多くはないことから、日々の学びや、ひとりひとりの子どもの事例からできるだけ多くのことを学びとろうとする姿勢、次の対応・予防につなげていくことが必要である。
- 子どもが性被害を訴えやすい環境をつくるためには、子どもが所属している機関に対するマニュアルの整備や研修が必要である。
- 実際、性被害の件数は少なく、面接を実施する機会も少ない。どのようにスキルを引き継ぎ、フィードバックしていけるかが課題。
- 性的虐待で施設入所しても、施設自体に性的虐待の子ども達が増加しており、新たな問題が起きてしまっている場合が多い。今後、さらに性的虐待の対応件数が増加していくと思われ、児相での対応のみならず、施設での対応も迫っていない現状がある。

【情報管理について】

- 被害確認面接の動画、音声ファイルの管理をどうするのか明示してほしい。

【今後の課題】

- 被害者で産婦人科や精神科領域でのケアが必要な子どもが多いが、十分な対応ができる医療関係者が少ない。
- 地域での性加害児童の中に、過去に性的虐待を受けている子も多にいる。性被害児童のケアが十分になされていない中で、その児童が加害に回ってしまっている現状の認識が社会全体に薄いと思う。

【研修について】

- ロールプレイが多い研修は大変役立ちました。

資料3. ガイドライン研修アンケート用紙

■アンケート■

本日は研修参加ご苦労様でした。以下のアンケート項目にご記入ください。

1. あなたは 児童福祉司 児童心理司 児童指導員 保育士 保健師 その他 ()

2. お尋ねします。

あなたの児童相談所はこのガイドライン試行版のモニター実施機関ですか

該当する項目に○印をお願いします。

【 はい 検討中 いいえ 】

3. 性的虐待対応ガイドライン試行版について

以下の項目について本日のガイドライン試行版の説明を聞いた時点の印象として あなたの日常の業務状況についてお答えください。該当する欄に○印を付けて下さい。

	課題あり	やや課題あり	部分的に既に取組んでいる	既に取組んでいる
通告にあたる家庭内性暴力被害の兆候について				
通告に関する機関連携				
初期通告対応について				
初期被害調査について				
調査保護を含む一時保護について				
保護者への対応 加害を疑われる人物との接触				
保護者への対応 非加害保護者へのアプローチ				
被害確認面接の専門性・実効性				
医療：性的被害診察のための医師の確保と実施				
医療：精神科治療のための医師の確保と実施				
警察との連携：事件化と被害児童への対応				
警察との連携：事件化による加害者への対応				
一時保護所の処遇課題				
施設での処遇課題				

4. 本日の研修について 当てはまる項目に○を付けてください

研修内容について

参考になった やや参考になった あまり参考にならなかった 参考にならない

講師の説明について

理解できた ある程度理解できた あまり理解できなかった 理解できなかった

このガイドラインについて

必要性がある 部分的には必要性がある あまり必要性を感じない 現状に適合せず必要といえない

5. その他ガイドラインについて気付いたこと

資料4. 非モニター児相用 性的虐待アンケート調査用紙

アンケート調査へのご協力をお願い

厚生労働省科学研究補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「子どもの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」では児童相談所の性的虐待相談のガイドライン策定や日本における被害確認面接(forensic interview)の策定を目指して3年間の研究を実施してまいりました。

昨年度には性的虐待対応ガイドライン試行版と性的虐待被害確認面接(NICHD プロトコル日本版)を作成し、実務に照らしてその使い勝手をモニターしていただく自治体を募り、10自治体のご協力を得つつその検証に入っているところです。これらの調査研究結果は平成20年度、21年度の研究報告書として各児童相談所にお届けしてまいった次第ですが、本年11月のJaSPCAN分科会等でも別紙のような資料報告をしてきました。

本年は研究最終年度の課題として、児童相談所の性的虐待対応ガイドライン確定版を作成する段階となりました。つきましてはご多忙中のところ恐縮ですが、各児童相談所における性的虐待相談、及びガイドラインの作成についてのご意見を頂戴したくアンケート調査をお願いする次第です。ご協力よろしくお願い申し上げます。

厚労科研:性的虐待対応ガイドライン作成についてのアンケートのご協力ありがとうございます。

以下のご質問についてご回答よろしくお願い申し上げます。

自治体名	
児童相談所名	
回答者	職名 氏名

各項目の当てはまる記号に○印 または事項をご記入ください

1.	性的虐待相談の現状 (相談件数)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	今年度11月まで
2.	性的虐待相談以外の 子どもの性被害相談の 現状(該当事案に○)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の虐待に伴う家庭内性暴力被害 ・きょうだい間性暴力 ・親族・知人からの性暴力 ・DVに伴う性被害 ・非行相談や性格行動相談、障害相談に伴う性被害問題 ・施設内性加害・性被害問題 ・その他() 			
3.	厚労科研 性的虐待ガイドライン試行版について	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン研修を受けた職員がいる ・見たことはある ・まだ見たことがない 			
4.	被害確認NICHDプロトコル日本版とそのトレーニング研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングを受けた職員がいる ・情報として知っている ・知らない 			
5.	性的虐待被害確認面接(司法面接forensic interview)について	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの研修・トレーニングを受けた職員いる ・独自に情報は集め検討している ・関心はあるがよく知らない ・必要度低い 			
<p>現在、厚労科研の性的虐待対応ガイドライン試行版の検討では、別紙にあるような調査を踏まえ、性的虐待に定義されている以外の家庭内性暴力被害とその疑いについても統一的に家庭内性暴力被害事案として対応体制を整える必要性を考えています。これについてのご意見</p>					
6.	統一的な対応の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・感じる ・やや感じる ・あまり感じない ・感じない ・意見保留 			
<p>現在、厚労科研の性的虐待対応ガイドライン試行版の検討では、別紙にあるような調査を踏まえ、家庭内性暴力被害の訴えが子どもからもたらされた場合には最短時間で初期調査を行ない、安全確保と事実調査のための調査保護に入る検討をすることを提案しようとしています。これについてのご意見</p>					
7.		<ul style="list-style-type: none"> ・賛成 ・基本的に賛成だが課題あり ・基本的に有効・妥当性に疑問 ・反対 ・意見保留 			
8.	調査保護の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・要件整理が必要 ・一時保護所の体制整備に課題 ・人員体制に課題 			

		・児童相談所の専門性に課題 ・対応課題が児童福祉領域を超える疑問 ・その他()
9.	被害確認面接の実施経験	・NICHD ・RATAC ・その他の専門的面接 ・工夫した事情聴取面接 ・現在実施を準備中 ・実施経験・予定無し

以下の項目内容について5段階評価のいずれかに○印をつけてください。

	肯定的 有効・必要		否定的 要検討・疑問		
	1	2	3	4	5
10. 児童相談所性的虐待対応ガイドラインの必要性					
11. 通告直後の初期被害調査面接の有用性					
12. 専門的な被害確認面接の有用性					
13. 性的虐待対応ガイドライン研修の普及					
14. 専門的な被害確認面接トレーニングの提供					
15. 調査保護の判断要件基準を設定する必要性					
16. 一時保護所の対応体制の充実の必要性					
17. 児童福祉施設の性被害児への対応体制充実の必要性					
18. 非加害保護者支援の考え方の有用性					

19. 子どもの性的虐待、家庭内性暴力被害、その他子どもの性的問題について相談現場として感じておられること、課題などをご自由にご記入ください(箇条書きでお願いいたします)。

- ▶
- ▶
- ▶
- ▶
- ▶

資料5. ガイドラインモニター児相用 性的虐待アンケート調査用紙 (所票)

性的虐待対応ガイドライン試行版 モニター児相の皆様へ

厚労科研性的虐待対応ガイドライン試行版のモニターについてご協力ありがとうございます。
平成22年4月1日から11月30日までの間についての相談状況の概要について、ご回答下さい。

1. 性的虐待相談	新規受付	件
2. 性的虐待相談	再開受付	件
3. 性的虐待相談	前年度から継続中	件
4. 性的虐待相談以外での性暴力被害事例		件
5. 初期被害調査面接の実施件数		件
6. 一時保護件数		件
7. 被害確認面接	一時保護して実施	件
8. 被害確認面接	一時保護無しで実施	件
9. 医学診察	性被害についての身体診察	件
10. 医学診察	精神科の診察	件
11. 施設入所		件
12.	法第28条の申し立て	件
13.	法第33条の親権喪失宣告申し立て	件
14.	一時保護から家庭引き取り	件
15.	施設入所から家庭引き取り	件
16.	刑事告訴 刑事告発	件

モニター児相としてのご経験からのご意見、感じられておられる課題、研究班へのご要望がありましたらご記入ください。

17. ガイドライン全般・性的虐待相談対応全般について
18. 家庭内性暴力被害(とその疑い)としての対応体制の統一の考え方について
19. 通告5分類と関係機関からの通告について
20. 通告受理に対する即座な初期被害調査、初期被害調査面接について
21. 調査保護の実施、判断について
22. 被害確認面接について
23. 医療に関すること:被害確認診察
24. 医療に関すること:精神科診察 その他
25. 子どもへの臨床的援助について
26. 非加害保護者への支援について

- 27. 加害を疑われる人物への対応について
- 28. 冊子案の活用について
- 29. 一時保護所の対応体制について
- 30. 児童福祉施設の対応体制について
- 31. 所内体制、職員の配置・チーム対応について
- 32. 関係機関との連携状況について
- 33. 職員のトレーニング・研修体制について
- 34. その他 気付いたことなど

以下の項目内容について5段階評価のいずれかに○印をつけてください。

	肯定的		否定的		
	有効・必要 1	2	3	要検討課題有 4	5
35. 児童相談所性的虐待対応ガイドライン試行版の有用性					
36. 児童相談所性的虐待対応ガイドラインの必要性					
37. 初期被害調査面接の有用性					
38. 被害確認面接の有用性					
39. 調査保護の判断要件基準を設定する必要性					
40. 一時保護所の対応体制の充実の必要性					
41. 児童福祉施設の性被害児への対応体制充実の必要性					
42. 非加害保護者支援の考え方の有用性					
43. 冊子案 保護者の方へ(一時保護直後)の有用性					
44. 冊子案 親だからできること(非加害保護者向け)					
45. 冊子案 あなたへのメッセージ(非加害保護者向け)					

46. 研究班は今年度末に正式なガイドラインを取りまとめますが、現段階での所感として

- ・基本的にこのガイドライン試行版の内容を業務として組み込むことは可能
- ・自治体として、示されたガイドライン等を元に独自のガイドラインの検討・策定が望ましい
- ・その他()

資料6、ガイドラインモニター児相用 性的虐待アンケート調査用紙（個票）

性的虐待対応ガイドライン試行版 モニター児相の皆様へ

厚労科研性的虐待対応ガイドライン試行版のモニターについてご協力ありがとうございます。

平成22年4月1日から11月30日までの間の性的虐待相談事例についてお答え下さい

平成22/4/1～11/30の間に性的虐待 家庭内性暴力被害問題について対応した事例について	
各設問について 当てはまるものに○印 または記述をしてください	
■ 基本情報	
1.	主たる相談種別 ・虐待相談(性的虐待 その他())・それ以外()
2.	相談受理時年齢 0～2 3～就学前 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高1 高2 高3 中卒 その他
3.	性別 ・女性 ・男性
4.	相談経過 ・新規相談 ・再開相談 ・現在別件での相談継続中 ・昨年度からの継続
5.	虐待者の区分 (疑い含む) ・実父 ・養父 ・継父 ・内縁関係 ・同胞 ・祖父 ・おじ ・実母 ・養母 ・継母 ・おば ・その他親族 ・同居人 ・里親 ・施設職員 ・その他 (※複数回答可)
■ 初期対応と調査	
6.	相談・通告経路 ・家族・親戚・近隣知人・児童本人・福祉事務所・児童委員 ・保健所・医療機関・児童福祉施設・警察等・学校等・その他 (※複数からの通告等があった場合は、発端となった通告経路)
7.	通告内容区分 ガイドラインp10～11 の基準に従って区分 ① 明らかな性的虐待行為の告白 ② 性的虐待の疑い1 性的被害を疑わせる曖昧な告白 ③ 性的虐待の疑い2 潜在的に性的被害を疑わせるのみ ④ 子どもからの告白なし 子どもの行動からの疑い ⑤ 告白なし 性的虐待の目撃 症候性のある問題事実の発覚
8.	初期調査 ・相談所が直接確認 ・間接確認 ・当面周辺調査
9.	調査結果 ・性的虐待の具体的事実確認 ・性的虐待の具体的事実を部分確認 ・何らかの性的虐待の疑い確認 ・性的虐待の疑い確認できず ・子ども本人が調査を拒否
■ 一時保護 保護者告知	
10.	一時保護の実施 ・あり(性的虐待としての保護) ・あり(性的虐待以外での保護) ・なし(在宅 施設入所中)
11.	保護者の告知 ・実施 ・未実施
12.	冊子:保護者の方へ ・使用 ・加工して使用(使用した冊子をご提供いただければありがたいです) ・使用せず
■ 子どもへの被害確認調査について	
13.	被害確認面接 ・実施【 NICHD RATAc その他() 】
14.	面接者 ・担当児童福祉司 ・担当児童心理司 ・担当以外の職員 ・外部専門家()
15.	面接者の設定・性別 ・女性 ・男性 複数:男女ペア 女性複数 男性複数
16.	面接のバックスタッフ ・有 ・無し
17.	記録方法 ・ビデオ録画 ・録音 ・筆記
18.	面接結果 ・性的被害事実を確認 ・性的被害の疑いはあるが事実不十分

		・性的被害事実を確認できず ・子ども本人が調査を拒否
19.	医療受診	・婦人科受診 ・精神科受診 ・小児科受診 ・未受診
■保護者への対応・支援		
20.	事実調査面接	・実施 ・未実施
21.	面接の相手	加害者と非加害親同席 ・個別に ・加害者のみ ・非加害親のみ
22.	冊子の使用	・使用（親だからできること あなたへのメッセージ） ・使用せず ・加工して使用（使用した冊子をご提供いただければありがたいです）
■一時保護した場合 一時保護以後の子どもの身柄の扱い（10.であり」と回答した場合）		
23.	一時保護以降の子どもの身柄	・引取り（24.25.へ） ・施設入所（26～へ） ・現在一時保護継続中
24.	引き取り先	・もとの家庭 ・非加害親だけ ・親族 ・その他
25.	引き取りの理由 （主たる理由）	・被害が確認されない ・子どもの安全が確保された ・子どもが保護を望まない ・無外等の不測の事態調整の結果
26.	施設種別	・児童養護 ・児童自立 ・情短 ・里親 ・障害関係 ・その他
27.	施設入所についての保護者の意向（法 27/1/3 号）	・同意 ・不同意
28.	法第 28 条申請	・あり ・なし
29.	法第 28 条承認	・承認 ・申し立て中 ・却下 ・取り下げ
30.	法第 33 条親権喪失請求	・あり ・なし
■刑事告訴・告発について		
31.	刑事告訴	・あり ・なし
32.	刑事告発	・あり 暴行・傷害 児童福祉法違反 青少年保護条例違反 ・なし
33.	警察・検察への上申書提出	・あり ・なし
34.	弁護士の協力 相談	・相談全般 ・裁判所申立て ・刑事告訴・告発 ・その他（ ）
■施設からの引き取り・措置解除		
35.	措置解除の有無	・あり ・なし
36.	措置解除先	・もとの家庭 ・非加害親だけ・親族 知人 ・単身 ・就労先 ・その他
37.	措置解除の理由	・子どもの安全が確保された ・就労自立 ・施設処遇の限界
■家族への指導状況について		
38.	非加害親	・児童福祉司指導 ・継続面接指導 ・随時面接 ・ほとんど接触なし ・ケース終結（閉止）
39.	加害親（虐待者）	・児童福祉司指導 ・継続面接指導 ・随時面接 ・ほとんど接触なし ・ケース終結（閉止）
40.	その他親族	・児童福祉司指導 ・継続面接指導 ・随時面接 ・ほとんど接触なし ・ケース終結（閉止）

ご協力ありがとうございました。

性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究

研究分担者	庄司 順一	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所
	仲 真紀子	北海道大学大学院文学研究科
	丸山 恭子	カウンセリングルームまるやま
	倉石 哲也	武庫川女子大学文学部
	関守麻紀子	横浜合同法律事務所
	高瀬 泉	山口大学大学院 医学系研究科
	新納 拓爾	神奈川県中央児童相談所
	鶴岡 裕晃	日本子ども家庭総合研究所

研究要旨

本研究は、「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」の分担研究として、日本における子どもへの性的虐待の被害確認のための面接について検討し、その標準的な面接技法を研究開発することを目指す。研究期間としては3年計画の3年目である。

子どもへの性的虐待の被害調査について、欧米では **forensic interview** と呼ばれる特殊な専門的面接技法が福祉・刑事司法の共同作業として実施されており、日本でも一部の児童相談所でその技法に基づく被害聴取面接の導入が試みられてきている。本分担研究では、欧米の **forensic interview** を元に、日本の児童福祉相談機関の権限や法制度、組織体制に見合った性的虐待についての子どもへの面接のあり方を検討・開発する。

日本では児童福祉と刑事司法とはかなり異なる法制度下にあり、児童福祉上の虐待対応において、一定の客観性が保障される子どもの性暴力被害確認のための面接法を開発する。この面接法は欧米の **forensic interview** やその訳語として日本で使われ始めている「司法面接」とは区別して「(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶことを提案する。

具体的には、多くの実証的評価が行われている米国国立子どもの健康および発達研究所 (National Institute of Child Health and Human Development) による **NICHD** ガイドライン (**NICHD** プロトコルとも呼ばれる) (Lamb et al. 2007) を元に、その日本版を開発し、面接者のトレーニング・プログラムの開発と実施を含め、日本の児童福祉領域での **forensic interview** の雛型とする作業を進める。なお **NICHD** ガイドライン日本版の開発については本研究班と併行して科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクト (プロジェクト代表 北海道大学大学院文学研究科教授 仲 真紀子) が平成 20 年度に活動を開始し、北海道大学大学院文学研究科内に「司法面接支援室」を設置したのでその活動との協働作業を進める (なお **forensic interview** について、プロジェクトでは「司法面接」という呼称を使用する)。

平成 21 年度より上記プロジェクトチームと共同で児童福祉機関用の **NICHD** 日本版の基本プロトコルと研修プログラムを作成し「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が開発したガイドライン試行版を試行実施中の児童相談所を中心に面接トレーニング研修を行ってきた。これらの研修とそのフォローアップを通じて児童福祉における「(法的)被害(事実)確認面接」のひとつとなるべき面接法を作成した。

A. 研究目的

子どもの性的虐待・性暴力被害への対応では、被害を裏づける客観的事実の把握が重要である。このため医学診察や周辺調査と共に直接、子どもからの客観的な被害事実確認のための事情聴取が重要である。こうした事実確認は欧米では **forensic interview** と呼ばれる特殊な専門的面接法として発展してきた。わが国でも一部の児童相談所で欧米の手法を参考とした面接技法を試行的に導入してきた。しかし欧米とは法制度や社会情勢、背景となる文化の違いもある日本の児童福祉において、法的な手続きを想定した子どもへの被害確認としての標準的な面接技法は確立していない。

本研究は先駆的な実践例を分析し、実用性のある面接技法の開発を目指して試行的な面接技法手順を作成し、児相職員へのトレーニング研修を行いつつ実務現場での試行実施を続けてきた。

本年度は日本での児童福祉分野における性的虐待対応についての「(法的)被害(事実)確認面接」と呼べる面接技法と標準的なそのトレーニング・プログラムの作成を目指す(3年計画の3年目)。

B. 研究方法

子どもからの性的虐待・性暴力被害の事実聴取法については世界でいくつもの面接法が開発されているが、本研究班では多くの実証的評価が行われている米国国立子どもの健康および発達研究所(National Institute of Child Health and Human Development)、によるNICHDガイドライン(NICHDプロトコルとも呼ばれる)(Lamb et al., 2007)。を元にその日本版と

なる面接法の作成を目指す。

NICHDプロトコル日本版の開発にあたっては、面接者トレーニングを含め、日本の児童相談所を含む子どもの被害対応における子どもからの被害事実調査面接の開発と研究に入った北海道大学大学院文学研究科内の「司法面接支援室」と共同で、児童相談所向けの面接法とそのトレーニング研修を開発・実施し、その実践経験の検証から日本の児童福祉における標準的な子どもの被害確認面接法の確立を目指す。

欧米の **forensic interview** の形成過程およびNICHDガイドライン(NICHDプロトコル)については平成20年度の本研究班の報告書及び平成21年度報告書中の「司法面接の特徴とNICHDプロトコル：北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子」を参照されたい。なお、詳細なNICHDのプロトコル自体は、面接法の訓練を受けた面接技術者にのみ提供される。

面接法の実務における適用とそのフィードバックについては、本研究の「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が作成したガイドライン試行版を試行実施する児童相談所を主な対象として試行実施をフォローアップ・モニターした。

(倫理面への配慮)

調査においては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除するとともに、調査の結果の集計・報告は数値情報とし、また個々の児童相談所名によって情報範囲が限定される可能性から、個々の児童相談所名も集計・報告情報からは除外した。個別情報に関しては部分的な

情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱っているが、情報の性質上、当該個人から承認を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあるところから、調査対象である個々の機関として許容されると判断される範囲内のみの情報提供とし、それをもって情報提供の同意とし、また調査集計、数値化を終えた元資料は厳重に廃棄処分するとして、関係機関に通知している。

これらの要件については、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. NICHD ガイドライン日本版の開発と試行実施

NICHD ガイドライン日本版の作成にあたっては、科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトチームの協力を得て、児童福祉領域の forensic interview としての「被害確認面接」を標準化し、そのトレーニング・プログラムの試行実施に入った。対象者は「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が開発した児童相談所の対応ガイドライン試行版を試行実施する児童相談所を主な対象とした。

2. NICHD ガイドライン日本版の研修

子どもの性暴力被害確認のための面接技法トレーニング研修は平成 21 年度より開始したがその概要は以下のとおりである。

1) 研修の種類

児童相談所における性的虐待相談対応ガ

イドライン試行実施児童相談所とその近隣自治体児童相談所職員への被害確認面接技法の 3 日間集中トレーニング研修を実施。研修を受けた職員が各実務現場において面接を実施すると共に、その実務上の課題を検討、フィードバックする。

トレーニング研修は、本研究班と独立行政法人科学技術振興機構・社会技術研究開発センター研究開発プログラム「犯罪から子どもの安全」研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接技法の開発と訓練」(プロジェクト代表 北海道大学大学院文学研究科教授 仲 真紀子)との共催で実施した。

さらにトレーニング研修のフォローアップ研修としての集中研修と、各自治体ごとに面接者への技術スーパービジョンを含むフォローアップ研修を実施した。

2) 研修、フォローアップ等の実施日時及び場所、参加児相、参加人数

○面接トレーニング研修

平成 22 年 1 月 19 日～平成 22 年 1 月 21 日

1/19,1/20 奈良県文化会館

1/21 生駒市健康センター「セラピー
いこま」

参加児相： (32 名)

奈良県 堺市 岡山県 (試行実施自治体)
大阪府 大阪市 京都府 京都市 兵庫県
滋賀県 和歌山県

平成 22 年 5 月 17 日～平成 22 年 5 月 19 日

日本子ども家庭総合研究所

参加児相： (36 名)

茨城県 千葉県 新潟市 横須賀市 (いずれも試行実施自治体)

平成 22 年 5 月 24 日～平成 22 年 5 月 26 日

静岡県中央児童相談所

参加児相： (32 名)

静岡県 静岡市 浜松市 (いずれも試行実施自治体)

平成 22 年 8 月 17 日～平成 22 年 8 月 19 日
日本子ども家庭総合研究所

参加児相： (36 名)
東京都 神奈川県 横浜市 川崎市 相模原
市 埼玉県 さいたま市 栃木県 長野県

平成 23 年 1 月 18 日～平成 23 年 1 月 20 日

岩手県福祉総合相談センター
参加児相： (35 名)
青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県
福島県 仙台市

◆平成 21～22 年度トレーニング研修参加 171 名

○面接フォローアップ研修（集合研修）

平成 22 年 10 月 15 日

奈良（奈良文化会館）
参加児相： (39 名)
奈良県 堺市 岡山県（試行実施自治体）
大阪府 大阪市 京都府 京都市 兵庫
県 滋賀県

平成 22 年 10 月 18 日

東京（日本子ども家庭総合研究所）
参加児相： (29 名)
茨城県 千葉県 新潟市 横須賀市（い
ずれも試行実施自治体）

平成 22 年 10 月 19 日

東京（日本子ども家庭総合研究所）
参加児相： (39 名)
東京都 神奈川県 横浜市 川崎市 相模原
市 埼玉県 さいたま市 栃木県 長野県

平成 22 年 10 月 20 日

静岡（静岡県中央児童相談所）
参加児相： (24 名)
静岡県 静岡市 浜松市（いずれも試行
実施自治体）

◆平成 21～22 年度面接フォローアップ研修参加
131 名

○面接フォローアップ研修（自治体別研修）

平成 22 年

7 月 5 日 堺市子ども相談所 23 名
7 月 8 日 浜松市児童相談所 13 名
8 月 24 日 岡山県中央児童相談所 21 名
9 月 7 日 新潟市児童相談所 3 名
10 月 1 日 奈良県中央児童相談所 6 名
11 月 18 日 横須賀市児童相談所 11 名

12 月 10 日 浜松市児童相談所 20 名
平成 23 年

1 月 28 日 埼玉県所沢児童相談所 24 名
3 月 1 日 仙台市児童相談所 40 名
3 月 3 日 岡山県中央児童相談所 21 名

◆平成 22 年度面接フォローアップ自治体別研修
参加 182 名

3) 研修講師

仲 真紀子（本研究・研究協力者）
丸山 恭子（本研究・研究協力者）
山本 恒雄（本研究・研究協力者）

4) 研修プログラム

面接研修の参加者はあらかじめ「児童相
談所における性的虐待対応ガイドラインの
策定に関する研究班」が各地で実施する児
童相談所性的虐待対応ガイドライン試行版の
研修への参加を前提とした。

面接研修プログラム例

3 日間の面接トレーニング研修は北大の
司法面接支援室が開発実践してきたプログ
ラムを元に行っている。以下がその標準的な
スケジュールである。

第 1 日目（午後開始）

- ① 被害確認面接の概要と自由報告の練
習（講義、ロールプレイ）
- ② NICHD 面接：DVD を見ての面接
（講義、ロールプレイ）
- ③ 面接の計画（グループワーク）
- ④ 計画にもとづく面接と補強証拠
（講義とロールプレイ）

第 2 日目（全日）

- ⑤ 録画を見ての振り返り
- ⑥ 計画にもとづく面接（ロールプレイ）
- ⑦ 録画を見ての振り返り
- ⑧ 話さない子ども
（講義、ロールプレイ）

- ⑨ 面接トレーニング（ロールプレイ）
- ⑩ 面接トレーニング（ロールプレイ）
- ⑪ 録画を見ての振り返り

第 3 日目（全日）

- ⑫ 録画を見ての振り返り
- ⑬ 質疑応答
- ⑭ アンケート記入

なお研修の詳細な実施評価については平成 21 年度報告書に付録 2.として添付した「児童福祉における性的虐待被害確認面接研修の実施と反応：仲真紀子」を参照されたい。

3. 面接の呼称について

日本では欧米の forensic interview を「司法面接」と呼んできた。「司法」は日本では「法的」というよりも「警察」の関与を想定させる言葉である。「司法面接」という呼称にはもちろん、児童福祉と刑事捜査の事情聴取を統合的に扱っている欧米なみの面接を目指す意図が込められていても良い。ただし、本研究班はもっぱら児童福祉法下の行政機関である児童相談所が児童福祉領域において実施する子どもへの性暴力被害についての事情聴取面接法としての面接法の研究開発を目指しており、そのため刑事捜査の事情聴取をも含むイメージが強い「司法面接」とは区別して「(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶことを提案してきた。

NICHD プロトコルによる面接法の呼称について「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは児童福祉領域での対応と刑事捜査における子どもの目撃証言や被害調査を統合的に扱うところから forensic interview を「司法面接」と呼ぶ。ただし本研究班と共同活動している児童福祉領域での面接を扱う場合に限って「被害確認面接」と共通の呼称を使うこととしている。

また欧米での forensic interview を指す場合にはそのまま forensic interview と呼ぶことを提案したい。

日本における子どもの被害調査において

児童福祉領域と刑事・司法領域にどのような共通点・連続性と相違がありそうかについては、今後の検討課題とする。

この研究活動中に、一部のモニター実施児相で、児相の forensic interview を「事実確認面接」と呼ぶ動きが認められる。本研究班の意図からすれば、子どもからの「被害事実の聴き取り」が重要な課題であるところから「被害確認」という言葉を選んできたが、公平中立が「法的客観性」の鍵であるならば、「被害」ではなく「事実」の方が中立性が高いという考えも成り立つ。この考え方を進めると「法的事実確認面接」「事実に関する法的事情聴取面接」などという呼び方も浮かんでくる。本研究班としてはそれぞれの現場が、共有する面接法を混乱なく指し示せる呼称があればよいと考える。現段階ではこれらの動向を踏まえ、「(法的)被害(事実)確認面接」とした。()内は付け加えても良く、了解があればその一部を省略して呼んでも良い。本文中では煩雑さを避けるため、「被害確認面接」で以後の記述を統一する。

4. 被害確認面接の臨床的な面接との違い及び児童福祉現場における実施上の留意点

被害確認面接の臨床的適用における主な留意事項については「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が開発したガイドラインに記載している。その詳細は以下の通りである。

- ① 面接者はその他の場面で子どもへの臨床的援助には関わらない単独の担当者を設定することが望ましい。

- ② 面接者は加害者の性別を避けて設定することが望ましい。
- ③ 面接は客観的な子どもの被害事実の聴取を目指し、誘導・暗示・教唆・報酬となる質問や応答を避け、構造化された枠組みの中で独自の配慮された面接技法に基づいて進められる。一般的な臨床的・治療的面接が子どもの内面的な、あるいは情緒的・想像的な表現を扱い、応答においても、子どもの発言に応じて面接者からも共感的受容に基づくコメントを返してコミュニケーションをとるのは異なり、あくまでも具体的な子どもの体験事実についての正確な自発的表明の聴取に焦点化した応答を行う。
- ④ 面接はあくまでも被害事実の聴取に焦点づけられるが、子どもを追及して被害事実を暴露させるとか、加害者の訴追を目指して事実を追及し、刑事訴訟における立証性について子どもの証言を洗って事実性を評価することを目指すものではない。まず、ありのままの子どもの自発的な表現を情報汚染なく聴取することが重要である。被害事実の立証評価は面接そのものにおいて求めるのではなく、医学診察や周辺調査等の情報と併せて面接後に総合的に検討・評価することである。
- ⑤ 面接は正確な記録を前提とする。標準的には録音とビデオテープ記録を取る。児童相談所の調査としてはテープ録音を最低要件とし、可能であればビデオ録画を行う。ビデオ録画は面接法の選択も含め、アメリカでは裁判所の証拠採用条件となっているところもあるが、

刑事訴訟においては被疑者側弁護士の反論の素材となる手がかりを与えやすいとの専門家からの指摘もある。

制度の異なる日本では児童相談所の面接記録が直ちに刑事訴訟の証拠として扱われることは当面は無いが、今後の検討課題ではある。

もしも面接が刑事事件の捜査上の証拠として扱われる場合には、事情聴取の段階からの全ての記録資料は事件捜査資料として司法管理下に置くことが必然となる。

- ⑥ ビデオ録画を前提とした場合、標準的に面接をモニターし、面接者をサポートすると共に、面接者に代わって臨床的な判断責任を負うためにバックスタッフを置く。

バックスタッフにはその子どもの児童福祉法上の対応判断の責任を負うスタッフと関係者としての守秘義務を負い、対応チームが参加を認めた技術上のスーパーバイザー、面接の研究・助言者、および担当児相が必要と認めた警察・検察関係者のみが参加できる。

子どもの日常生活に関係する親族、関係者、施設職員、子どもの民事上の法定代理人等を初めとする子どもの日常生活における直接的な利害関係者は参加してはならない。子どもの治療担当者も参加すべきではない。

バックスタッフは、間接的には面接当事者となる。面接を受ける子どもには基本的に誰がバックスタッフとして、この面接を見ているか伝えられる。そのことで子どもが介入圧力を受けることがあってはならないし、事後の日常